

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
8 月 18 日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課) 一
保安林の指定 (美祢市) (森林整備課) 二
保安林の指定 (森林整備課) 二



山口県告示第三百十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年八月十八日から同年九月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋紡株式会社
住 所 大阪市北区梅田一丁目一三番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋紡株式会社岩国事業所

所在地 岩国市灘町一番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力 (kg/時)	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 隔り 一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概 要
三三ーリ	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三ーハ	一〇〇	令和八、 一〇、一九	令和九、 七、二六	令和九、 七、二六	連 続 二四時間	変動なし

備考 「三三ーハ」及び「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値				汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	最 小	最 大	
三三ーリ	七	八・六	九〇、〇〇〇	九二、〇〇〇	五
三三ーハ	七	八・六	一〇	一五	一
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	〃	〃	九二、〇〇〇	九二、〇〇〇	〇・四
	〃	〃	九二、〇〇〇	九二、〇〇〇	〇・八

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値				排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
七	六・七	六・五	一・三	二五	検出せず	八、八七七・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇、七四〇

山口県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字小水第三 二二四六の一、秋芳町嘉万字堀越一〇八九二の二、一〇八九二の一三、一〇八九二の三八、一〇八九二の三九

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

宇部市大字東吉部字沖塚五四八、五四九の一、二〇四四四、字書手二〇四三四
美祢市美東町絵堂字向山七七の一、七八の二、一〇〇一一、一〇〇一二の一、一〇
〇一三から一〇〇一五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市美東町絵堂字向山七七の一・七八の二・一〇〇一一・一〇〇一四（以上
四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和八年八月十八日
発行

発行人
所

山口県知事
庁